

## 市民協働型公園管理手法検討業務委託 仕様書

本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとする。

### 1 委託業務名称

市民協働型公園管理手法検討業務委託

### 2 履行場所

京都市山科区勸修寺柴山地内（柴山東公園）

京都市下京区屋形町地内（屋形町（ひかり）公園）

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 趣旨、目的

本市では、公園の草刈や清掃のボランティア活動を行う公園愛護協力会のメンバーの高齢化や減少、地域コミュニティの弱体化により、活動が衰退傾向にある一方で、公園維持管理の要望は増加している状況である。

これに対し、本業務は、ローメンテナンスな維持管理手法による作業負担の軽減、公園や植栽に対する愛着を向上させることにより、公園に関わる人を増やす取組を実験的に行うことで、公園ボランティア及び地域コミュニティが活性化することを目指すものである。本市が検討している実験と目的は以下のとおりである。

- ① 都市菜園の設置により、市民が公園に楽しみや愛着を持つ
- ② 除草・清掃等の作業量や、落ち葉や剪定枝など廃棄物の処分量を減らし、ボランティア活動の作業負担を軽減する
- ③ 樹木や生垣などの育成方法の学びにより、市民が公園の景観や植栽に関心や愛着を持つ
- ④ 公園の清掃や手入れ道具など（以下「お手入れセット」という。）を常設し、市民が身近に公園を手入れする
- ⑤ 市民が上記4項目について、公園に関わることができるイベント（以下「お手入れイベント」という。）の企画や支援を通じて、市民が公園に携わる機会を増やす
- ⑥ 上記5項目について、月1回程度を目安に伴走支援を行い、市民協働による公園の維持管理作業を持続可能なものとする

本業務は、市民協働による新たな維持管理手法の実験を通して、公園に関わる人を

増やし、継続させることで地域コミュニティが活性化することを検証するものである。協働相手となる市民は、本市から紹介を行う。

また、実験の進捗に合わせて柔軟に軌道修正しながら推進するアジャイル型プロジェクトとする。

## (2) 業務内容

### ア 樹木維持管理提案

指定する2公園の植栽の管理状況を確認のうえ、本業務の趣旨に則り、以下の提案及び実験的な見直しを行うこと。

- ・京都らしい良好な景観を保ちながら、維持管理作業で生じた雑草や剪定枝、落ち葉等を廃棄するのではなく、植栽管理のための資源やコミュニティ活性化の取組に活用し、公園内で循環させること。
- ・地域による維持管理負担の軽減に資する植栽の配置や作業の見直しを行うこと。
- ・菜園等の整備、低木や中木の剪定作業、除草などを市民協働で行うこと。

また履行期間の樹木育成作業を行うこと。2公園の作業内容、仕様について、以下のとおりとする。

#### 【樹木育成作業 仕様】

##### (1) 寄植刈込：樹高1.2m未満、700m<sup>2</sup>

(柴山東公園：約100m<sup>2</sup>、屋形町公園：約600m<sup>2</sup>)

- ・市民協働により低木刈込などを行うことを想定しているため、参考数量とする。
- ・徒長枝等不要枝を剪定し、枝の整理を行ったあと、一定の幅を定めて両面の刈込み天端をそろえる。
- ・枝葉のまばらな部分には、必要に応じて枝の誘引を行い、枝の結束にはシュロ縄を用いること。
- ・枯枝、枯葉があった場合は切除し、処分すること。
- ・節間で剪定してしまったものについては、切りもどしを行うこと。

##### (2) 巡視点検：2回

- ・指定する2公園において、樹木の枝折れや危険木がないか等の点検を行う。点検中に除去可能な危険枝の除去を含むものとする。
- ・1回につき、作業員2名で半日の点検を標準とする。1回で2公園の巡視点検を行う。
- ・点検実施後、【別紙3】を用いて巡視点検結果の報告を行う。

#### (特記事項)

- ・作業で生じた刈草・伐採材等は可能な限り、公園内で循環させるよう工夫すること。循環できないものは適切に処分すること。

- ・本作業に必要な機材、処分等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

## イ 市民協働型業務

- ・造園技術の知見を活かし、地域による公園の維持管理作業の負担軽減や、みどりに触れる楽しさを感じられる機会を通して、地域コミュニティの活性化を目的とする伴走支援を行うこと。
- ・お手入れイベントの企画、運営補助及び技術指導  
(※受注者は各公園の実験責任者として主体的に企画・運営を行う)
- ・定例活動における参加者の技術指導(月1回半日程度で、除草、低木や中木の剪定、たい肥づくり、マルチング材づくり、植物育成等の指導を行うことを想定)
- ・京都ならではの自然・庭園文化に関する啓発等の活動

## ウ 物品手配

- ・お手入れセットを設置する什器の企画、製作を行うこと。既製品ではないものを想定し、本プロジェクトの広報と参加の間口の拡大に資する什器とすること。
- ・本プロジェクトに必要な用具の調達・貸与を行うこと(花苗等の消耗品は除く)。

## エ 広報物の作成

- ・お手入れイベントの参加者呼びかけのための広報物を作成すること。
- ・編集ができるデータ形式で納品を行うこと。

## オ 打合せ等

- ・月1回程度、本市及び公園関係者との打合せを実施すること。
- ・本プロジェクトで参加する市民が事故や怪我などに対応するための保険に加入すること。

## カ 報告書の提出

- ・受注者は、本業務において検討及び実施した内容を取りまとめた業務報告書を、電子媒体(CD-R、DVD-R、BD-R等)に納めた電子成果品として1部提出すること。

## 5 その他

- (1) 本業務の実施は、関係法令を遵守して行うこと。
- (2) 受注者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。

- (3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (4) 受注者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受注者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市の決定に従うこと。
- (8) 市民や公園関係者との調整により、市民協働型業務の回数等が増減する場合は、本市と協議すること。